平成２３年（フ）第３４０４号
大阪市中央区島之内２丁目９番２号　岩見マンションヒロハウジング603号
債務者　丸尾信子こと　李　　信子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５８１号
大阪市城東区今福南４丁目11番１―810号
債務者　山崎　和江
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６７７号
大阪府守口市寺方元町４丁目２番12―202号
債務者　桂　　規央
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８４２号
大阪市東淀川区柴島２丁目８番45―101号
債務者　美野田政春
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８４５号
大阪府東大阪市中小阪５丁目19番24号
債務者　萬歳　文治
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８７５号
大阪府門真市深田町２番12号
債務者　川島　　肇
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８９７号
大阪市都島区大東町１丁目14番15―508号
債務者　高杉　逸男
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９０７号
大阪市平野区平野西５丁目５番20―403号
債務者　川村　昭美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２４号
大阪市東住吉区湯里１－５―14―201、住民票上の住所大阪府八尾市宮町１丁目２番18―201号
債務者　小坂　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０４６号
大阪府茨木市中穂積１丁目７番40―504号
債務者　原　眞理子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７５号
大阪市北区天満橋１丁目４番10号　パライッソ林６Ａ号室
債務者　小林久仁子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７６号
大阪府枚方市山之上北町10番１―403号
債務者　田村　　望
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７７号
大阪府高槻市宮之川原元町４番１号
債務者　齊藤　香織（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５号
熊本県八代市清水町３番15号　101、申立時の住所熊本県八代市千丁町古閑出2140番地２
債務者　松村　豊子（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第１３１１号
横浜市旭区本宿町69番地１　リベレンス二俣川206
債務者　加藤　義幸
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２２号
横浜市戸塚区深谷町1252番地13　ドリームハイツ１棟321号
債務者　鈴木　順三
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２６号
横浜市港北区新吉田東６丁目13番10号　清和ハウス201
債務者　小出　正敏
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部